

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年6月28日
【会社名】	株式会社AKIBAホールディングス
【英訳名】	AKIBA Holdings Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 馬場 正身
【本店の所在の場所】	東京都中央区築地二丁目1番17号
【電話番号】	03(3541)5068
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 五十嵐 英
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区築地二丁目1番17号
【電話番号】	03(3541)5068
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 五十嵐 英
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成30年6月26日開催の当社第36回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成30年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 株式併合の件

効力発生日である平成30年10月1日をもって、普通株式10株を1株に併合する。

第2号議案 定款一部変更の件

定款を以下のとおり、一部変更する。

(下線は変更部分を示しております)

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 27,328,000株とする。 (単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、1,000株とする。 (新 設)	第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 2,732,800株とする。 (単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、100株とする。 附 則 本定款第6条及び第8条の変更は、平成30年6月26日開催の当社第36回定時株主総会の第1号議案に係る株式併合の効力発生日をもってその効力を生ずるものとする。なお、本附則は、当該株式併合の効力発生日の経過後、これを削除する。

第3号議案 取締役5名選任の件

馬場正身、五十嵐英、富山理布、後藤憲保、及び丸山一郎の5名を取締役に選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案 株式併合の件	4,407	54	—	（注）1	可決（96.75％）
第2号議案 定款一部変更の件	4,400	61	—	（注）1	可決（96.60％）
第3号議案 取締役5名選任の件					
馬場 正身	4,401	60	—	（注）2	可決（96.62％）
五十嵐 英	4,400	61	—		可決（96.60％）
富山 理布	4,399	62	—		可決（96.58％）
後藤 憲保	4,401	60	—		可決（96.62％）
丸山 一郎	4,402	59	—		可決（96.64％）

（注）1. 議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席株主の議決権の3分の2以上の賛成です。

2. 議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以 上